

平成十九年九月十九日提出
質問第二一八号

北方領土問題についての外相の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方領土問題についての外相の発言に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第五号）を踏まえ、再質問する。

一 一括の定義如何。

二 一般的に、北方領土問題に関して、北方四島の一括返還という場合、それは歯舞、色丹、国後、択捉が揃って我が国に返還されるという意味を指すか。政府の見解を明らかにされたい。

三 前回の質問主意書で触れている町村信孝外務大臣の「四島一括返還がわれわれの年来の主張だ」との発言にある「四島一括返還」とは、二の政府の見解と照らし合わせ、具体的にどのような解決方法であると政府は認識しているか。

四 「前回答弁書」では、「北方領土問題に関する政府の方針は、我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島（以下「北方四島」という。）の帰属の問題を解決して我が国とロシア連邦との間で平和条約を締結するというものであり、御指摘の町村外務大臣の発言の趣旨は、かかる方針を踏まえたものである。」との答弁がなされているが、三で触れている町村外相の「四島一括返還」は、右答弁と同じ内容を意味するものか。明確な説明を求めらる。

五 「前回答弁書」では、「外務省がロシアとの北方領土返還交渉に際して、ロシア側に四島一括返還を要求したことはあるか。」との質問に対し、「お尋ねの点を含め、平和条約の締結に関する交渉（以下「交渉」という。）の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされているが、「前回答弁書」で触れた町村外相の発言のように、我が国の外交の責任者が公の場で「四島一括返還がわれわれの年の主張だ」と、四島一括返還について言及しているところ、右のように政府が具体的な答弁を差し控える必要はなく、意図的に答弁を避けているものと思料する。外務省がロシアとの北方領土返還交渉に際して、ロシア側に四島一括返還を要求したことがあるのか、再度質問する。

六 ソ連邦が崩壊し、ロシア連邦が誕生した時期の日本国内閣総理大臣から現在の安倍晋三内閣総理大臣まで、ロシア連邦首脳との首脳会談において、二と三で言う四島一括返還をロシア側に求めた例はあるか。あるのならば、求めた内閣総理大臣の氏名及び求めた首脳会談の日にちにつき、明らかにされたい。右質問する。